

伊賀市ブロック塀等撤去費補助金の概要

ブロック塀等撤去費補助金とは

伊賀市では、地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止を図るため、また、避難路を確保するために、道路に面した一定の高さを超えるブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

補助金申請期限:令和 8 年 11 月 30 日(月)

対象となるブロック塀等は？

・市内にあるブロック塀等(※1)で、道路に面しているもののうち、地震により倒壊または転倒の危険のあるもの

・道路からの高さ(※2)が 1m を超えるもの、または擁壁等の上にあつて、擁壁等との高さの合計が 1m を超え、かつ、ブロック塀等の高さが 60cm を超えるもの
※1 コンクリートブロック、レンガ、その他石材等を用いて築造した塀等(塀に付属する門柱・門扉等を含む、門柱・門扉のみの場合は不可)

※2 道路の地盤面からブロック塀等の頂部までを計測

対象となる工事は？

- ・ブロック塀等及び基礎をすべて取り除く工事
- ・ブロック塀等の高さを 40cm 以下に減じる工事

補助を受けられる方は？

- ・ブロック塀等の所有者

補助金の額は？

・標準事業費【6,000 円/㎡】と実際の工事費のいずれか低い方の 1/2(1,000 円未満切捨て)

上限 15 万円

その他・注意事項

- ・申請は、必ずブロック塀等を壊す前、施工業者との契約前に行ってください。ブロック塀等を壊した後、施工業者との契約後の申請は対象外となります。補助金の活用をお考えの方は、**事前に建築課までお問い合わせください。**
- ・ブロック塀等を撤去するとき、同一敷地内にあるもので道路に面しているブロック塀等はすべて工事の対象としてください。
- ・工事は令和 9 年 1 月末を目安に完了してください。

伊賀市ブロック塀等撤去費補助金の概要

(お問い合わせ先)伊賀市建設部建築課

電話番号:0595-22-9732

ブロック塀等撤去費補助金 手続きの流れ

① 交付申請

施工業者との契約前に、申請書に撤去するブロック塀等の設置場所の地図、撤去予定箇所の分かる位置図と写真、撤去に要する経費の内訳がわかる業者見積書の写し(撤去したブロック塀等の処分に要する経費も対象)を添付し、建築課に提出してください。補助対象は、道路に面しているブロック塀等とし、道路とは、不特定多数の者が利用できる道路を指します。撤去する塀に道路に面しない部分がある場合、その箇所は対象になりません。

② 交付決定

市職員が現地を確認し、適当と認めた場合、交付決定書を送付します。

③ 撤去工事

施工業者と契約し、撤去工事を実施します。

申請時と工事内容に変更が生じた場合は変更承認申請書、工事を中止する場合は中止届を提出してください。

④ 完了報告

撤去工事が完了したら建築課に完了実績報告書を提出します。

撤去工事費の領収書の写し、ブロック塀等の撤去後の写真、撤去したブロック塀等の処分方法を明示した書類を忘れずに添付してください。

⑤ 交付確定

建築課から補助金交付額確定通知書が届きます。

⑥ 補助請求

建築課宛に補助金支払請求書を提出し交付確定額を請求してください。

20 日程度で補助金が交付されます。